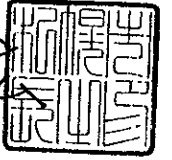


札幌市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第19号

札幌市墓地条例の一部を改正する条例

札幌市墓地条例（昭和24年条例第15号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条第2項中「祭し」を「祭祀」に改める。
- (2) 第2条中「墓地」の次に「（前条第1項の墓地をいう。以下同じ。）」を加え、「この条例により」を削り、「許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加える。

- (3) 第3条第1項本文を次のように改める。

使用許可は、市内に住所を有する者に限り受けることができる。

- (4) 第3条第2項中「使用を許可した」を「市長は、使用許可をした」に改め、「許可証」の次に「（第12条第1項において「使用許可証」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 納骨堂（合同納骨塚を除く。第17条第1項において同じ。）の使用許可は、1年以内の期間を定めて行うものとする。

- (5) 第3条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、墓地経営その他公益上必要と認める場合は、使用許可をしないことができる。

- (6) 第4条第1項中「第5条第1項、第6条、第9条第2項並びに第16条第1項第3号及び第2項」を「この項、次条第1項、第6条第1項、第10条第1項及び第15条第2項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

- (7) 第4条第4項中「免除して許可する」を「免除する」に、「願い出の位置

にかかわらず市長において別に位置を指定する」を「市長は、使用許可に係る墓地の位置を変更する」に改める。

(8) 第5条第1項を次のように改める。

墓地の使用は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）1人につき1区画とする。ただし、第11条第1項の規定により他の使用者に当該使用許可に係る墓地の使用の権利を移転する場合は、この限りでない。

(9) 第5条第2項中「使用許可面積」を「第1項に規定する1区画当たりの面積」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する1区画当たりの面積は、16平方メートル以内とする。

(10) 第6条を次のように改める。

第6条 市長は、同一墓地内において、かつ、前条に定める面積の範囲内に限り、使用許可に係る墓地の面積の増加を許可することができる。

2 前項の場合において、使用者は、同項の増加後の面積により計算した使用料から既納の使用料（当該使用料が改定されているときは、改定後の使用料を既納したものとみなす。）を控除した金額を同項の規定による許可の際納付しなければならない。

(11) 第6条の2を削る。

(12) 第9条を削る。

(13) 第8条第1項中「墓地」の次に「の」を加え、「使用権者に」を「使用者に対し」に、「なさしめる」を「命ずる」に改め、同条第2項中「使用権者が前項による」を「市長は、前項の使用者が同項の」に改め、「市が」を削り、「は義務者からこれを」を「を当該使用者から」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

(14) 第6条の次に次の1条を加える。

第7条 使用者は、市長の許可を受けた場合に限り、使用許可に係る墓地の位置（納骨堂における遺骨等の保管場所を含む。）の変更（他の使用者との交換を含む。）をすることができる。

2 前項の場合において、使用許可に係る墓地の面積が増加をするときは、使用者は、当該増加後の面積により計算した使用料から既納の使用料（当該使用料が改定されているときは、改定後の使用料を既納したものとみなす。）を控除した金額を同項の規定による許可の際納付しなければならない。

す。)を控除した金額を同項の規定による許可の際納付しなければならない。

(15)第10条及び第11条を次のように改める。

第10条 墓地(平岸霊園、里塚霊園及び手稻平和霊園に限る。)の使用者は、毎年度市長が定める期日までに1区画当たり1年(使用期間が1年に満たない場合は、これを1年とみなす。)につき6,800円の管理料を納付しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の管理料について準用する。

第11条 使用許可による墓地の使用の権利は、慣習若しくは当該墓地の使用上の指定に従つて祭祀を主宰すべき者又は当該慣習が明らかでない場合に家庭裁判所が指定する当該権利を承継すべき者に対してのみ、これを移転することができる。

2 前項の場合において、同項の権利の移転を受ける者は、市長の許可を受けなければならない。

(16)第12条を削る。

(17)第13条第1項中「墓地使用権者で」を「使用者は、」に、「一」を「いずれか」に、「ときは」を「場合は」に改め、同項第1号中「使用権」を「前条第1項の権利」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号中「とき。」を「場合」に改め、同項第3号中「き損し」を「毀損し」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第4号中「第6条による使用面積増加の」を「第6条第1項の規定による」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第5号中「第6条の2による使用地変更の」を「第7条第1項の規定による」に、「とき。」を「場合」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が別に定める場合

(18)第13条第2項中「前項第1号の場合」を「前項に規定する場合において、同項第1号の場合にあつて」に、「第3号又は第5号の場合」を「同項第3号及び第5号の場合にあつて」に改め、同条を第12条とする。

(19)第14条第1項中「墓地使用権者が市外に住所を移したとき」を「使用者は、第3条第1項に規定する要件に該当しなくなつた場合」に、「を代理人とし、」を「に」に改め、同条第2項中「代理人を選定したとき」を「同項

の義務を代行させる場合」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

第14条 使用者は、使用許可に係る墓地を使用する必要がなくなつた場合は、遅滞なくこれを原状に回復して返還しなければならない。

2 市長は、前項の使用者が同項に規定する義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(20) 第15条を削る。

(21) 第16条第1項中「既に許可した」を「使用許可に係る」に改め、「ことがある」を削り、「この許可」を「当該使用許可」に改め、同項第1号中「使用権者」を「使用者」に改め、同項中第4号を第5号とし、同項第3号中「墓地使用権者が墓地使用の許可」を「使用者が使用許可」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用者が第10条第1項の管理料をその納期限の翌日から起算して3年間納めないとき。

(22) 第16条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、直ちに当該使用許可に係る墓地に埋葬してある死体及び埋蔵してある遺骨等を改葬し、当該墓地を原状に回復して返還しなければならない。

3 市長は、前項に規定する義務を有する者が当該義務を履行しないときは、これを代行し、その費用をその者から徴収する。

(23) 第16条第4項中「第1項第4号」を「第1項第5号」に、「使用権者が希望するときは、これに代わる墓地の使用を許可し、又は」を「は、」に、「使用料額の全部」を「使用料の全額」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

第16条 前条第4項の規定による場合を除き、既納の使用料、管理料及び手数料は、還付しない。

(24) 第17条第1項中「使用許可期間」を「第3条第2項の期間」に、「は遅滞なく遺骨等を引き取らなければ」を「（継続して使用許可を受けた場合を除く。）又は第15条第1項の規定により当該納骨堂の使用許可を取り消された場合は、遅滞なくこれを原状に回復して返還しなければ」に改め、同条

第3項中「遺骨等は」の次に「、」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「の場合において、」を「に定めるもののほか、第1項の」に改め、「市長において」の次に「これを」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の使用者が同項に規定する義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(25) 第18条中「行旅病死者の死体焼骨を埋葬する場合」を「行旅死亡人の死体の埋葬及び焼骨の埋蔵について」に、「指定する」を「定める」に改める。

(26) 第19条中「条例」を「条例の」に改め、「別にこれを」を削る。

#### 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正前の第9条第2項の規定による墓地の清掃手数料の納付をし、又は改正前の第12条第1項の規定により当該納付をされた墓地の使用権の移転を受けた改正後の第5条第1項の使用人（当該納付の日の属する年度の初日から起算して20年が経過している者を除く。）については、当該納付の日から起算して20年を経過した日の属する年度の次の年度から改正後の第10条第1項の規定を適用する。